

校訂 『犬山里語記』 (巻の三)

日比野 晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵本(小島由松写本)を底本とし、主に犬山市立図書館蔵本(近藤秀胤写本)と校合し、国会図書館蔵写本・犬山北小学校謄写本を参考にして、忠実な翻刻に努めた。なお、読解の便をはかるため、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。
- 一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。また、片仮名も、特定のものを除いて、平仮名に統一した。そして、濁点・半濁点を施した。
- 一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。また、宛字・借字は底本のまゝにした。
- 一、底本には送り仮名の欠けている箇所があるが、特に意味がとれない場合に()をつけて補った以外は、そのまゝとした。
- 一、誤字と思われるものには右横に()をつけて訂し、脱字・脱文は()をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

- 一、明らかに誤字であるものは断りなく訂した。
- 一、闕字については一字あけをしなかった。
- 一、底本の二行割書の注記の類は「」を付して、一行組とした。

本稿中の「御家譜」について、底本においては人名とその説明文が羅列してあるのみで、親子や兄弟・姉妹を示す縦線・横線の繋ぎが全く記されていない。そこで、内容からして底本は近藤秀胤写本と同一の原本に依っていると考えられるので、近藤秀胤写本に示されている縦線・横線の繋ぎをそのまゝ書き加えた。

なお、近藤秀胤写本では成瀬正住の次代である正肥まで記されているが、正肥は肥田信易時代に実在していないので、原本に記載されている筈がなく、近藤秀胤の加筆であろう。

本文中の注は、語句の右下に()をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。また、注の中で用いている『犬山城主考』・『尾州犬山城主^{追加}城主歴代記』・『尾州丹羽郡犬山城主附』は岩瀬文庫(西尾市立図書館)蔵の写本である。

犬山里語記 卷の三 目録

一、池田庄三郎信輝。元龜元年庚子(年)より天正九年辛巳迄、保城拾弍年

一、織田遠江守広近。永享十一年己未より享徳三年甲戌迄、保城十

一、織田源三郎勝長。天正九年辛巳より同十年壬午の夏迄、保城弍年

六年

一、中川勘右衛門定成。天正十年壬午より同十弍年甲申迄、保城三

一、同 大和守敏定。享徳三年甲戌より応仁二年戊子迄、保城十五

年

年

附、西谷合戦、清蔵主働の事

一、同 伊勢守敏信。応仁二年戊子より文明十四年壬寅迄、保城十

池尻氏、秋江の渡にて中川を討事

五年

一、池田勝入斎。天正十弍年甲申春再入て四月迄、保城纒に弍ヶ月

右年数合て四十四年、相統年歴不相分。今、配当如此

附、秀吉公の大軍、当城に入る事

一、織田伊勢守信安。文明十四年壬寅より明応七年戊午迄、保城十

羽黒川合戦の事

七年

町人丸屋平兵衛・大坂屋吉次等へ秀吉公より拝領もの有事

一、同 弾正忠信定。明応七年戊午より永正十一年甲戌迄、保城十

一、加藤遠江守泰景。天正十弍年甲申より保城五ヶ月

七年

一、武田五郎三郎清利。天正十弍年甲申より同十五年丁亥迄、保城

右年数合(て)三十三年、相統年歴不審、今、推して分之如此

四年

一、同 与治郎信康。中興とす。永正十一年甲戌より天文十六年丁

一、土方勘兵衛雄久。天正十五年丁亥より同十八年庚寅迄、保城三

未迄、保城十八年

年

一、同 十郎左衛門信清。天文十六年丁未より永禄七年甲子迄、保

一、長尾武蔵入道常閑。天正十八年庚寅より同廿年壬辰迄、保城三

城十八年

年

附、浅野弥兵衛、五郎丸村百姓一揆に囲るゝ事

一、三輪出羽守。実名不知。文禄改元壬辰より同四年乙未迄、保城

木之下村日比野又一衆の紋由緒の事

四年

一、拓植大炊助与一。永禄七年(甲)子より元龜元年庚子(年)迄、保城

此出羽守前に羽柴宰相秀勝卿を(載る。然るに保城の年歴にては

七年

秀勝卿を)除く。是は長尾・三輪共、秀勝卿の城代なる歟。

- 一、石川備前守貞清。文祿四年乙未より慶長五年庚子迄、保城六年
- 一、小笠原和泉守吉次。慶長五年庚子より同十三年丁未迄、保城八年

此所に山戸美濃守と云説有れとも、保城の年歴不分。小笠原氏退城より平岩入城迄の城代成歟、不詳

- 一、平岩主計頭親吉。慶長十三年丁未より同十六年辛亥迄、保城五年

此所に平岩掃部吉範を載たる有。これは成瀬御入城迄六年の間無主也。此内の城代

- 一、成瀬隼人正正成。元和三年丁巳より寛永元年乙丑迄、保城九年
- 一、成瀬隼人正正虎。寛永二年乙丑より万治元年己亥迄、保城三十五年

一、成瀬隼人正正親。万治元年己亥より元禄十六年癸未迄、保城四拾五年

- 一、成瀬隼人正正幸。元禄十六年癸未より享保十七年壬子(迄)、保城三拾年

- 一、成瀬隼人正正太。享保十七年壬子より明和五年戊子迄、保城三十七年

- 一、成瀬隼人正正典。明和五年戊子より文化六年己巳迄、保城四拾三年

犬山里語記 卷の三

御城主の部

一、織田遠江守広近

国侯斯波武衛義健の臣、織田郷広の仲子也。「斯波氏は其先、修理太夫源高経、建武の乱に軍功有り。越・尾二州の守護となり、子孫相續て当国の主也。武衛と称す。七世にて衰へ、十世にして絶す。」
広江、はじめて犬山に城を築く。「木の下也」後は同郡小口村の城に徙る。延徳三年に卒去。弥岳常宝庵主と号す。小口村、古名大久地。吉祥山妙徳寺は此君の山荘なりしを、遺命に依て寺とし葬り奉る。常に禪門を帰依し給ふ。一曰、斯波氏の領国に広近始て城を築く頃は文明の始なる歟。又曰、(天文年中)⁽²⁾武術の族、斯波式部少輔満植始て築と。満植は法号元勲、武衛義寛の臣也。府志に曰、永亨中、元勲築く。天文と相去事百余年、不知何是。又曰、玉雲始て築く。此玉雲は何人なる歟。⁽¹⁾或曰、濃州の軍勢しばし、斯波の領国を襲ふ故に、小口の城主遠江守広近、犬山に城を築て守らしむ。其身は小口「旧名大久地」に在城して、事有る時は犬山に來り給ふ。此説、是なる歟。

一、織田大和守敏定

織田弾正左衛門久長の嫡子也。武衛義廉の臣。初め名は三郎、又伊勢守と云。法号連光院常英居士。海東郡萱津村実成寺旦那也。当代に禅宗栢庭大和尚を京妙心寺より御招請にて、了義山徳授寺を建立させ給ふ。織田久長は平相国清盛公十七世の孫にて、春日井郡築

田の城を築給ふ。

一、織田伊勢守敏信

敏定の嫡子、武衛の臣也。初め名は左馬之介と云。文明十四年、同郡岩倉城へ徙る。上四郡を領し給ふ。法名常也。一曰、岩倉に居し後、木の下に移ると。又曰、伊勢守常信以来世々岩倉に在り、敏信は常信六世の孫也。当国下も四郡は織田丹後守常寛領す。常寛は当君の叔父也。小田井の城主、永正三年丙寅七月十四日卒去。此節にて国侯斯波家久に衰へ、八郡皆織田の所領とす。

一、織田伊勢守信安

敏信の嫡子也。後、岩倉に移て上四郡を領す。法号常永。一曰、直に公方家に仕て尾州半国を領す。当君の家臣山内但馬守盛豊と云者、葉栗郡黒田の城代をつとむ。盛豊は天文の頃、丹波の国より來て当君に仕ふ。後、岩倉に在て永禄元年に戦死す。其子一豊は秀吉公に仕ふ。又、当君の末子津田新十郎政盛と云者、後に国侯義直公に仕て、老後三入と云。

一、織田弾正忠信定

信安の三男、武衛義達達の臣なり。初は小口の城に居し、中頃此城に移り、後、中嶋郡勝幡に城を築て移り給ふ。法号月岩居士。備後守信秀の父にして信長公の祖父也。当君の室は含笑院茂嶽涼繁禅尼と云。

以上五主の事、詳ならず。是を上代とす。

川村氏伝には、敏定は伊勢守信安、法名常永とあり。前嶋氏伝に、一、遠江(守)広近、弐、伊勢守敏信、三、伊勢守敏信、四、伊勢

守信安、五、彈正忠信安。敏信は久長の男也。敏定の嫡男とも云。信安は敏信の子也。一本に繁信の嫡子と有、信定は敏信(の)子也。⁽⁵⁾
一、織田与次郎信康

信定の次男也。信秀の弟、信長公の叔父なり。武衛義統の臣。当君を犬山御城主の中興とす。始は小口城に居し。天文四年、此城にうつる。一本に、永正九年甲子より天文十五年丙午迄在城と有。前代の城地木の下に有しを、当君城を三狐尾寺山に移す。「天文六年」同十六年九月三日濃州に入、同月廿二日夜、金華山の城下におゐて戦死す。法号似叟白岩大居士。

此三狐尾寺山へ御城をうつし給ふ事、其後、慶長に白山山に移し給ふと云事間々見へたり。予思ふに、白山山も往古は三狐尾寺の持にして、寺は社僧寺ならん。三狐尾寺山と有しも今の御城山の事なるべし。

天文六年八月廿八日、自作の木馬を白山大明神に御奉納あり。

齊藤利政、濃州大桑の城に居す。天文十六年九月、織田一族二百余騎、夜に入て是を責む。時に織田に逆徒有りて利政大に喜ぶ。密に是と謀て山かげに伏兵し、織田勢夜半に大手・七曲に押寄たり。利政、伏兵と城兵と前後より撃之。織田勢大崩して苦戦す。皆悉く死す。于時、信康は惣大将なり。因幡守・主水正・毛利十郎・同藤九郎・青山与三右衛門・千秋紀伊守等也。⁽⁷⁾其死骸、皆上加納村に埋て織田塚とす。以来、其塚毎夜鳴動す。利政、これを壺外和尚に示さしむ。其頌に曰、一塔巍然從碧空

從來正謂各英雄 戰場秋暮好時節 銀樹刀山黃落風。これに

依て震動止みたりと云。桑の城とは書損なる歟。城は岐阜なるべしと見ゆ。

執事、保浦五郎左衛門光次。此光次も主君と同じく戦死す。

一、織田十郎左衛門信清

信康の四男也。一に津田氏。後、遠江守、下野守に改む。永録元年七月三日、岩倉合戦の節、千騎率て信長公に加勢す。以来、公と不和にして、同七年、公多勢を以て当城を責む。信清、竟に城を開て甲州に退き給ふ。保城十八年。信長公の妹婿にて同姓の従弟なり。家臣に猪子二左衛門・同加助・同才藏等有。今、猪子屋敷と呼ぶ所、此老臣の屋鋪跡なる歟。当公、犬山を去り甲州にて武田の親族一条左衛門太夫信龍の家を主とす。信玄にも常に召(され)て軍事を談じ給ふ。薙髪して犬山哲斎と云。これより当城は、信長公の臣菅屋九右衛門長秀・福嶋左衛門正則等、こゝ(を)守る。「此兩人は秀吉公の臣也。織田家の臣と(は)ふしん」一本に、織田宗伝と云者を当主に載す。何人か不知。或云、当君の法号也。又曰、当君の兄弟なりと。又曰、宗伝は池田信輝の父也。信輝城主たる時、宗伝来(り)て爰に住す。この故に里人誤てこゝに載たる歟。信輝父は紀伊守恒利、摂津の人也。当国に來りて織田家に仕ふ。又一本に、片長を以て当主とす。保城五年と有。不詳。此片長は何人歟不知。

里語に、浅野弥兵衛、信長公に仕ふ。清州より犬山へ補佐に被遣候て、御代官の手代役を仕埋す。時に、五郎丸に百姓一揆を起してさうどうす。浅野、これを鎮んとかのむらへ立越たり。百姓等、浅野を取かこむ。弥兵衛、詮かたなくして、一方をきりぬけて、急ぎ

清州の城へ帰る。羽柴氏の謀を以てこれを謚め給ふ。

木の下村に日比野氏族多し。瓜の紋を以て、むかしより定紋とす。先祖日比野又右衛門と云者に一女子有。織田家に奉公して妾と成。懐妊の時、其主君戦場に討死す。妾は父又右衛門へ帰りて安産す。男子也。全く織田の子たるゆへに瓜の紋を付けたり。信清君に仕へ、日比野又一と名のる。君退去の後、母公を又一介抱して木の下村に蟄居す。弓箭を製して星霜を送り、母公を養ひ奉る。後世に里俗、又一箭といふものを慰みにす。則、此又一より出たり。大刀一腰、廿年前迄子孫の家に伝へしが、今は何れに有しか不知。又曰、織田玉雲は此母公の名なりとも聞へける。

一、片長

永禄十一年戊辰より元亀元年庚午迄、在城する事三年、此片長とは苗字か。実名は不知。

代官、柴田五郎左衛門

一、柘植大炊助与一

織田勘解由左衛門信益の六男也。先主信清の孫。柘植玄蕃允養子。保城七年。一曰、与一城主不詳。然共、諸家の書に載たり。先主の孫たるゆへ、誤て当主とするか。信清退て後、信輝城主たるの間七年、信長公より長秀・正則・与一等をして当城を守らしむといふ。又曰、大炊助は信長公よりの城代也。予思ふに、四氏城代にして守らしむ時に、片長・与一の兩將は在城の人なる歟。

一、池田庄三郎信輝

初名は恒与^(與)。池田紀伊守恒利の男也。池田十郎教正の孫。且、信長公の乳兄也。元亀のはじめ、公より一万貫の地及び当城を信輝に

賜る。天正九年、公の五男織田源三郎勝長を聳として当城を譲り、信輝は津の国尼ヶ崎の城に移る。保城十式年。天正十年、信長公害に遭ふて葬式の時、剃髪し勝入斎と号す。後、大垣にうつり、又、当城の再(主)たり。池田教正は楠正行の末子。母は正行に離別せられて、再、池田九郎教世に嫁す。生之。一に兵庫介と云。

一、織田源三郎勝長

信長公の五男。初名信房。童名御房丸。天正九年の入城。十年六月二日、光秀の為に京都二条におゐて戦死す。法号林庭崇松大禅門。保城式年。天正九年の制札、瑞泉寺に有。一本に、此勝長、織田平姓にして、源三郎といふ事は、始、武田氏晴名跡にて源勝長に改む。

一、中川勘右衛門定成

内大臣信雄公の家臣にて二万石を領す。天正十年、先主勝長戦死の後、中川定成をして当城を守らしむ。同十二年三月三日、加勢して伊勢国峰の城に赴く。当城に、伯父なる瑞泉寺塔頭大亀庵の住僧清藏主留^(守)主居して、武士僅廿人計りにも足らず守たり。「領地の民人^(人民)帰伏せず、旧主池田を慕ふこゝろざし有。非しむべし」信輝、濃州大垣より家臣日置三藏といふ者を察^(密)に大山え来りし。頭立たる人民に旧恩をかたはらせ、人質等取契約して大垣に帰り、同月十三日、木曾川に漁せんと腰兵糧にて豆渡「今の前渡なり」のわたりに屯す。かの町人手引して舟を下し、夜に入て迎来る。宇留馬の川原に屯す。殊に其夜は風雨強くして、城兵も堅固にぞ備へたり。かゝる所に大手の川を敲き申し上げるは御留主^(守)と申。此夜の大風雨一かたならず。これによつて人部を召つれ、守護のため町々の誰々参上仕旨申述べ

れば、清蔵主をはじめ城兵力を得て、かの人々を城中へ入たり。城兵もこれにこゝろゆたみて安眠す。時こそ得たりと、つまり／＼に火の手をあげ、門をひらきければ、川戸に伏たる兵卒、西谷より攻入たり。清蔵主、腹を立、力を振て防戦すといへども、兼て案内の城中なれば、池田勢こゝかしこに散乱し、清蔵主も詮かたなく、終に乱軍の内に戦死す。「西谷坂口に戦死と云」此（時）、濃州曾根城主稲葉伊豫入道一鉄斎、池田に加勢して来り給ふと云。「此曾根城主と云事いかゞ。長久子の節は」池田・稲葉は格別の懇意なる由、長久子御陣迄犬山城に居給ふ由聞へける。

里語に、中川氏は内大臣の寵臣也。素姓は商人より出て終に大名となり、犬山の城主たり。春日井郡楽田の城主池尻平左衛門の娘を娶らん事を願ふ。池尻氏、武気強（く）して中川に不許。わが娘、何ぞ商人ごときに与ん哉と云。中川、聞て腹を立つ。中川、内大臣に讒す。池尻、楽田の城を捨て立退き、大垣の池田に寓居す。時に、中川定成、勢州に在て犬山の騒動を聞、急ぎ帰らんとす。木曾川のな（か）れ、秋江の渡りを越んとする時、「一本に長嶋あり」池尻平左衛門かねて計りて秋江に到り、船子に心を合て、中川遅しとまつ所に、中川小勢にて駈来りける。折こそ有りて木曾川の主流、水嵩有り舟も自由ならず。船子の曰く、御急に候とも、この水嵩にては小舟の通ひ甚だ大事也。御太切の御身分なれば人数越事無覚束、君まづ御老人召し給へと云。理に伏して定成老人舟に飛びのり、尾張瀧に上らんとする時、彼池尻、柳の木かげより飛出て声をかけ、難なく中川をきり伏たり。これを郎等、みのがたの堤に見て心いらち

すれどもせんすべなく、眼前に主君を失ひたり。一曰、池尻は梶川、又池田八郎と戦死といふ。或曰、池尻平八。中川定成、保城三年。天正十年九月の制札、瑞泉寺に有。

一、池田紀伊入道勝入斎

再生也。天正十三年三月十三日夜より保城二ヶ月。此時、秀吉公の大軍、宇留馬の渡りに藤橋をかけて犬山に入城す。其勢、凡十式万五千余騎。国侯内大臣は徳川公之援兵乞て、小牧山を本陣とし、これに対する陣営は、犬山了義山徳授寺の殿堂并塔頭の院々を借り取壊し、青塚村に茶臼山を築、戦陣とす。其外ひがしは二重堀村・岩崎・小松寺山・外窪・内窪の山々に諸勢の砦を拵、半途なる楽田には城を築給ふ。時に濃州金山「今、兼山と云」城主森武蔵守は、犬山の城を池田に奪たるを口惜く思ひ、いかゞしてこの耻を雪んと思ふ所に、秀吉公より尾藤甚右衛門使者として被仰越けるは、今般尾張国え発向、池田・森の両氏味方に属し給らば、幸に美濃・尾張・三河三ヶ国さし出置候。いづれにも両氏の軍功次第所領に可相渡旨御書到来故、秀吉公犬山へ入城已前に一働して敵味方の眠を醒せんと犬山へも不申談、善師野通より羽黒村旭の里に出張して、大川を前に当て陣営を構たり。かゝる所に、小牧山より酒井左衛門大夫、所々順見に出給ふ。折から八幡林に旗・さし物・陣営有るは、金山の城主森と見受たり。公に折て先づ此敵を追拂んと言上して、三月十七日早天より三、四将を具して八幡林に向ひ給ふ。森軍、利あらずして、居城金山へ敗北す。家（臣）野呂助左衛門といふもの口惜しく思ひ、主君の耻を雪んと乱軍に駈入て戦死。其子助三郎も戦死

す。今に野呂塚と云あり。羽黒の合戦敗北と聞て、犬山城中騒動す。依て一鉄斎、軍勢を引て犬山出崎に出張、今正久寺前の所なりと云。

委敷は、予が著述したる犬山むかし物語に筆し侍る。一説に、此日秀吉公犬山に在城と云事有。公は廿一日の入城也。此事不詳。秀吉公、大軍を引て夫々の砦・陣所の配分有。楽田を戦城とし、犬山を根城として犬山に御逗留有り。町人丸屋平兵衛・大坂屋吉治と云もの、かねて公の御懇命を蒙るもの也。平兵衛、登城し御目見仕候処、御短刀一腰拝領仕候。吉治も無事なるや、心得呉よと上意あり。下城の折に、吉治に申伝へ候処、吉治も又登城して御目見す。軍扇老握拝領す。兩人共、子孫に伝へ侍る重宝也。可惜、明和の頃に両品共紛失して、今其処になし。長久手の御陣後、秀吉公御退城にて加藤遠江守え当城を御預け被遊候。

一、加藤遠江守泰景

一に光泰。初は作内丞と云。加藤権兵衛景泰の長男。当国下り津に生る。秀吉公取立給て、天正十年頃は江州高嶋を領す。同十三年甲申五月還軍の時、当城を守らしむ。同年十一月、両公の和親調ひ、仍て当城を信雄公へ返し給ふ。加藤氏退く。保城七ヶ月。加藤氏は同十八年、甲州にて六万石を領す。文禄三年朝鮮国にて病死す。其子左近太夫貞泰、濃州黒野にて六万石を領す。慶長十五年、伯州米子に徙る。元和三年、伊豫国大須を領す。代々在之。天正十三年五月七日、泰景、内田村船頭知の証文を出し給ふ。

一、武田五郎三郎清利

信雄公の臣也。一曰、三枝氏。天正十二年より同十五年迄、保城

四年。天正十四年の制札、瑞泉寺に有。実名なし、不知と有。此君の隠名か。同十五年七月の証文、徳授寺に有。

一、土方勘兵衛雄久

初は雄良と云。内大臣信雄公の臣也。父は土方宇右衛門。曾父は古渡の人、清水又右衛門家雄と云。雄久、初は万八千石を領す。当主たり。よつて河内守に改め四万五千石を領す。天正十八年小田原陣の後、国侯羽州に左遷す。雄久流浪す。保城四年。朝鮮陣の節、秀吉公に仕て万石を領す。後は徳川公に仕奉りて、世々相続す。天正十五年七月三日の証文、徳授寺に有。清利と同日也。一本に、天正十八年、岡田助三郎殺之といふ。十三年より十八年迄の番持也と云。

一、長尾武蔵入道常閑

知多郡大高の人也。初は海東郡乙子村に住す。姓は三好、名は吉房、弥助と(稱)す。秀次公の実父也。秀吉公に仕て武蔵守に任す。妹婿となる。法号建性院日海と云。又、三位法印・一露・三輪法印等の稱り有。天正十八年秋、秀次公尾州を領す。これによつて常閑爰に居す。三年にして清州に徙り、文禄四年秀次公生害に至て、当君讚州に配す。慶長五年に帰洛。八月廿五日、京六条本國寺において病死す。歳七十九。天正十八年九月九日の証文、本光寺・妙海寺・妙国寺へ出る。或曰、同日に証文、北川丞賀え出る。一説に、長尾を長屋と有。又一本に、当君の後、秀俊・秀勝の二卿を載す。秀俊卿は信長公の四男にて、秀吉公の養子也。初、小吉と云。後に三好岐阜宰相と云。小田原亡後、甲州の大主となる。岐阜の城主を輔く。

文禄二年九月九日、釜山海にて卒去し給ふ。歳廿四。秀勝卿は長尾常閑の三男。十一歳の時、大和大納言の養子となる。羽柴少将と称。十六歳の時、十津川に湯治してこゝに卒去し給ふ。此兩将、当主の事不詳。今これを闕く。しかりといへども、松岡味安へ出候証文に宰相様時分より免許せられたりといふ文言有。さすれば、当主たる事しるし、常閑居城とは宰相持の時なる歟。又曰、川村氏の伝に、天正十八年庚寅より文禄四年乙未迄、関白秀次公の持也。其内、吉房犬山に居す。吉房妻は京都の女、竹阿弥に嫁して秀吉公を生む。竹阿弥没後、御器所村に在て、弥助に嫁す。三好孫三郎・同小吉を生む。孫三郎は秀次公也。小吉は秀勝卿也。太閤の弟秀次公を以て子とし、関白に任ず。

一、羽柴宰相秀勝

吉房の次男。後に大和大納言と云。天正の末、濃州岐阜に在て、犬山を兼知す。文禄以後の証文に、岐阜宰相殿の時より免許といふ事あり。犬山町地の免許は当君より免除ある由。

城代、見野三郎兵衛。代官、松岡味安・遠藤宗善

一、三輪出羽守

実名不知。秀吉公の臣也。老万三千石を領す。先生常閑、清州へ徙りしより秀次公生害迄、保城四年。或曰、六年。天正廿年九月五日、北川丞賀に町役免許の証文賜る。文禄二年十二月廿八日、遠藤宗善畑免許、松岡味安町役免許証文賜る。一説に、此次三輪五郎左衛門と云を載す。或云、三輪氏式人城代をつとむ。出羽守と同日の証文有。又云、五郎左衛門は常閑の妹婿、万三千三百石を領す。後、

出羽守と称す。其是非分らず。出羽守の生所は桑田村と云也。

一、石川備前守貞清

一名、光吉。秀吉公に仕ふ。文禄四年、木曾谷の御代官を兼給ふ。十式(万)⁽⁹⁾石を領す。公薨後は徳川公に属す。慶長五年、石田三成に一味し、岐阜中納言秀信卿に属す。此城に籠て三成の敗軍を聞、一戦に及ばずして犬山を退給ふ。保城六年。後に京都に隠居し、入道して宗林と云。寛永三年四月四日卒去。法号雲岳宗林居士。文禄四年八月廿日制札、瑞泉寺・徳授寺に有。九月朔日、遠藤宗善(畑)⁽¹⁰⁾免許。慶長二年正月十六日、医師北川丞賀町役免許。同年九月廿二日、松岡味安町役免許、各証文を賜る。慶長四年己亥秋、徳川公、金山の城主森左近大輔忠政を信州川中嶋へ転じて、金山の城は毀て天守・櫓・殿宇・諸士の居宅迄石川光吉に賜る。翌年庚子の夏、これを木曾川に下し、悉く犬山に遷す。天守(を)達、櫓を造、砦城とす。或曰、光吉右の如く拝領していまだ犬山に造営せざる時に、石田に一味して敗走すと云。光吉籠城の時、秀信卿より郡上の城主稲葉右京允貞通・其子彦六曲通・同国岩手城主竹内丹後守重門・同国黒野城主加藤左衛門某・伊勢関長門守一政等、及び大坂の弓鉄砲役を加て守らしむ。其勢、凡七千七百騎と云。此時、一政関ヶ原にあり、恐らくは爰に籠城せず。

此次に氏勝忠頼を載す。氏勝は北条左衛門太夫也。氏康の一族にして、相州玉縄の城主。天正十八年、加勢の為山中の城に入、竟に落城して一族郎等凡十九人剃髪して玉縄に帰蟄居す。徳川公、後に免じられて降参す。忠頼は左馬允と云。二氏共徳川公の臣也。石川

退城より徳川公御帰国迄、番手として此城を守らしむ。当主とするに足らず。仍て闕す。代官、松岡味安・遠藤宗善

或書に、関ヶ原役後、番手持の内前後三年也。城代平岩主水勤むると有。代官、西郷左門・又右衛門・六三郎

平岩主水は采知千石也。むかしより大手西にて、坂上の屋敷也。子孫平岩主水迄こゝに居す。犬山寄合組にて、寛政年に名古屋へ引越となる。

慶長五年光吉籠城の時、家臣荒川五郎左衛門重幸・佐藤主膳信安・石田文次郎正信・大竹左久馬忠信・奥田与次郎勝重・小川喜頭太郎・平岩助左衛門・江田・戸賀・嶋・井之上・二本松・吉良・一色・岩井・戸沢・浅倉・関口・今井・吉本・山田・小松・武田・高嶋・寺沢・方木・福留・林・日比野・山・神戸等をはじめて、其勢都合千六百騎と云。同国清洲の福嶋氏より、家来桂市兵衛・織田四郎左衛門・鈴木勝元等を使者として申越されたるは、犬山の城を明け渡さるべき趣也。石川光吉、中々承引の義無之故、此旨徳川公へ言上せられたり。仍て桂市兵衛に五百騎差添、瑞泉寺に宿陣す。織田四郎左衛門に三百騎、小川正法寺に宿陣す。鈴木勝元に三百騎、井堀蔵王の森に野呂勢を伏て屯す。五郎丸村に五郎丸蔵平といふ者有。手勢にて五郎丸村に控て、時々時の声をあげたり。しかる所、九月十四日、光吉終に退城と成。家来に暇を出して、其御身は纔に馬一疋、鎗二筋、長刀一ふり、手勢十三人也。桂市兵衛、城を請取る。鉄砲三百挺、張弓三百挺、熊毛の数鎗廿筋為持、威儀堂々として入城す。石川御氏、勢州朝熊山に登んとて先づ笠松まで御下り、船子に関ヶ

原の様子御尋候へば、関東勢は強く石田方は無勢なる由申けるに
よつて、直に関ヶ原へ御いそぎ有て、石田の旗本へ入らせられ、出
軍し給ふに、本多三弥に出合て鎗を合す。双方無類の達者にて勝負
決せざる故、双方より引鐘を唱らしたり。両将、からき命を助りて
両陣へ引わかれたり。陣後、父の塚有。播州に下り、薙髪して宗林
と号す。又、京妙心寺に客たり。ある時、京にて本多三弥に出合、
関ヶ原にて鎗合の時は御互に如何と、むかしがたりして別れ給ふと
聞へける。犬山を十式万石の城と呼事は当君の御時也。

一、御城主遠江守広近より弾正忠信定迄を城主の上代と唱、与次郎
信安より備前守光吉迄を中古と唱ふ。

予思ふに、数代の世君并其族、犬山に卒去し給ふ御方はこれな
し也。其廟所のある所を不知。

一、小笠原和泉守吉次

初、三郎右衛門と云。父は三州雨山の城主伊豫守長隆也。三位中
将忠吉卿の老臣。慶長五年十一月十八日、忠吉卿、甲州を転じて尾
州の太守と成らせ給ふ。吉次、当主と成。式万七千石を領す。同十
三年三月五日、太守逝し給ふ。吉次は常州笠間にうつる。保城八年。
元和四年八月十五日、相州大場におみて卒去。法号立脱院從五位下
厳清法心大禅定門。一説に、忌日十一月廿五日と有。慶長五年十二
月廿日、白山宮神領并薬師寺(領)・遠藤宗善畑免許。小川丞賀、町
役免許証文賜る。同七年十二月五日、徳授寺、同十年十二月五日、
長泉坊へ証文賜る。執事、田中兵部「一に助」同、加藤虎之助
一、山戸美濃守

一本に、戸を辺と云。又、山戸辺とも有。在城といへども郡村不伏して、里人此君を城代と呼ぶ。一説に、此君なし。是は小笠原退城より平岩入城迄の城代なる歟。又曰、山辺美濃守、城代小笠原伊賀守家時といふ事有。

一、平岩主計頭親吉

父は三州額田郡坂崎の人。弓削新左衛門親重と云。坂崎に巨石有。面、平なり。因て平岩氏に改む。母は天野清右衛門康弘の女也。「此天野氏は先御城番天野内右衛門祖也」初名、七之介は曾て継母の爲に出走して、岩津村信光寺に介抱せられたり、天文十七年戊申、広忠卿、此寺へ来らせ給ふ。後、召して家来とす。安部大藏大輔正澄をして養育なさしむ。己酉三月六日、広忠卿逝し給ふ。後、神君に仕て従五位下に任じ、主計頭と称す。天正十八年庚寅八月、関東御入国の時、上州既橋にて三万石を給ふ。始て城主となる。慶長六年甲申、甲州府中にて六万石を拜す。新に府中の城を築く。神君第十一男仙千代丸を以て養子とす。翌壬寅年二月七日、仙千代丸卒す。同十年丁未閏四月、神君、義利卿を以て尾州の大守とす。五月廿六日、親吉を傳臣とす。三万石を加て、凡九万石を領す。御方は清須にありて国政を与聞て、其甥平岩掃部吉範をして城代とす。同十六年辛亥十二月晦日、名古屋におゐて卒去し給ふ。法号平田院越翁久岳大居士。其廟、今、名古屋高岳院に有。或云に、三州桑子妙源寺に葬る。保城五年。当君の卒後六年の間、無主也。吉範、城代をつとむ。一曰、吉範は当君の孫にして、助六の長子なり。式千石を知る。

代官、佐藤三四郎

右の小笠原氏・平岩氏を城(主記)⁽¹²⁾の前(代)⁽¹³⁾なりといふ。一、成瀬隼人正正成

二条関白良基公九世の孫、成瀬吉右衛門一斎の長子。幼名、小吉。永祿十一年三州に生れ、少小より神君に仕へ奉り、武功他に勝たり。天下一統の後、本多正純・成瀬正成・安藤直次を以て天下の政道を奉行せしむ。慶長十六年正月十九日、大守義直公の傳となさしむ。五千石を加ふ。同十九年甲寅、難波の役に先主親吉の従士を以て与力とし、元和三年丁巳当城を賜る。翌四年戊午閏三月七日、始て入城し給ふ。同五年己未、万石を加て三万石を領知し給ふ。寛永元年乙丑正月十七日、江戸にて卒去。御歳五十九。法号白林寺殿前布護直指宗心大居士。保城九年。一曰、領知四万五千石、外に城属犬山に三千石と云。

里語に、江戸におゐて卒去し給ふ。栗原宝成寺にて火葬し奉り、御遺骨を日光山の御瑞籬内に葬奉るといふ。其後、大守より御菩提所白林寺を御建立有。君、御病中に、われは日光山に行て死すと仰られし。御病骸を御殿中釣り奉りしに、爰はいづこと御尋被遊候。是は日光山へ御橋内と答奉れば御臨終也。御尋の事、日光山へ御使者を以(て)告させ給ふと、僧正申されけるは、隼人正殿卒去成哉。十七日、御宮中に隼人正殿御出の御姿を見まいらせたりと(の)給ふ。

一、成瀬隼人正正虎

正成の嫡子。母は森川氏俊の女。初、正房と云。小平(治)⁽¹⁸⁾。半左左衛門。慶長(年)間、秀忠公に仕ふ。難波の役に当主に従、元和

七年酉に故有て家を去り、同九年癸亥、紀州より帰参し給ふ。父卒去後、父の業を継、与力・采地父のごとし。寛永三年、隼人正に任じ、万治二年十二月致仕す。光友公より隠居領五千石を賜る。正虎固辞し給ふ。寛文元年辛丑九月四日、薙髪して一岳と号。同三年癸卯九月九日、名古屋にて卒去し給ふ。歳七十。法号乾龍院殿前布護一岳宗無大居士。保城三十三年^(五)。当君御代に(御城中)⁽²⁰⁾作事丁寧にして、庵木を不用、千貫櫓を新造し給ふ。領知三万石。卒日、一に五月九日⁽²¹⁾。

一、成瀬隼人正正親

正虎の嫡子。母は小岩井雅楽介の女也。初、小吉(と)称す。又、熊之助と云。信濃守に任じ、寛永二年乙丑に義直公より部屋領五千石を賜る。万治二年己亥に父の業を継給ふ。正虎賜る領知固辞し給ふ。よつて、当君へ光直^(友)公五千石を加増し給ふ。三万五千石を統領す。与力、父の如し。寛文元年辛丑、隼人正に改め、元禄十六年癸未九月廿日に卒去し給ふ。御歳六拾五。法号柏貞院殿前布護節功良忠大居士。保城四十五年。当君の時、三の丸土居小竹藪にてありしを、松を植、又、惣構所々木戸等、寛文四年より翌五年に至て大に成る。又、本丸の屋敷を松の丸にうつし給ふと云。

一、成瀬隼人正正幸

正親の嫡子。初、正輝、小吉と称し、又、右近、因幡守。父卒後、父の業を継て、采地・与力父の如し。同年十一月朔日、初て入城。享保十三年戊申、吉宗公日光御社参、継友公御豫参従之。同十七年壬子十月十五日致仕し給ふ。少進と改め、宗春公より隠居領百人扶

持賜る。寛保三年癸亥八月十日に卒去。御歳六十四。法号随峯院殿前布護実相転幽大居士。保城三拾年。当君、七曲行馬を造り給ふ。

一、成瀬隼人正正太

正幸の嫡子。初、万之助、小吉、半左衛門。正太を後に正泰に改む。享保十七年壬子、父の業を継て、采地・与力父の如し。同十八年癸丑五月廿一日、初て入城。明和五年戊子正月廿五日致仕して、内蔵頭と称す。宗睦公より隠居領百人扶持を賜る。天明五年乙巳六月廿日卒去。御歳七十七。法号諦幼院殿泰翁宗峻大禅定門。保城三十七年。

一、成瀬隼人正正典

正太の次男。寛保三年壬戌正月三日誕生。初名、小吉、民部少輔、主殿頭。明和五年戊子、父の業を継ぐ。采地・与力父の如し。同年九月十四日入城。

御家譜

関白従一位太政大臣藤原良基公

関白従一位左大臣道平公の御子。世に二条関白と申奉る。
暫、三州加茂郡足助元に住し給ふ。御子二人有。産湯に成
瀬川の水を用るによって成瀬と称号す。(足助庄に七名有。
成瀬・深見・藤井・安藤・松平・原田・鈴木等也)⁽²²⁾

嫡子

実名不知。世に、中の御所殿といふ。成瀬の郷に住す。其
子新兵衛、中の御所に(住)す。子孫こゝに在りて深田・寺沢・
安実・杜仲・権蔵連等を領(知とす)⁽²³⁾

基直

又太郎
松平太郎右衛門。藤原信重と云有者。聳養子と成。松平に
往、親氏卿と常に軍事を談じ、家起ん事を計る。親氏卿
は神君九代の祖。

政直

重左衛門
泰親卿の時

直庸

藤五郎
信光卿・親忠卿に仕ふ。

国平

⁽⁵⁾藤左衛門。⁽²⁴⁾大蔵佐。
親忠卿・長親卿に仕ふ。

国重

藤右衛門。弥兵衛。於三州安祥討死。
長親・信安・清康・広忠四卿に仕ふ。

某

藤助

正頼

又太郎。藤太郎。^(夫)⁽²⁵⁾於安祥父同日討死。
清康郷・広忠卿に仕ふ。

国次

吉蔵。藤三郎。従五位下伊賀守。
清康卿・広忠卿・家康卿に仕て七千石領。

女子

鈴木八左衛門妻。始は藤代氏。

某

藤八郎。生質不宜して蟄居。

久次

養子。実は鈴木八左衛門男吉平。始、藤代氏。
家康公に仕て、子孫御旗本(に)有。

正義

藤蔵。知行高、式百五十貫文。
家康公に仕ふ。於遠州味方原討死。

一斎

初、正一。小吉。吉右衛門。

某

七蔵

某

吉左衛門

女子 細井金兵衛勝久妻
女子 大竹八郎左衛門妻
女子 藤村四郎兵衛妻

正成 小吉。従五位下隼人正。

吉正 鍋助。勝吉。掃部。内蔵助。

初は家康公に仕ふ。故有りて筑前中納言秀秋卿に仕ふ。又、加賀中納言利常卿に仕て六千石を領し、加増して一萬石を領す。

正武 清吉。従五位下豊後守。家康公に仕ふ。故有りて家絶る。

女子 日下部大隅守宗好室

女子 正成家臣都筑小兵衛一成妻

女子 吉正家臣金丸治部左衛門妻

正勝 右衛門。吉右衛門。正房に改め父家督貳千百石を領す。

正則 長吉。吉左衛門。

義直公に仕ふ。三千石を領す。

長則 吉太夫。民部。後に長照に改。尾州に仕て四千石を領す。子孫、尾州にあり。

正信 平之丞。半太夫。織部久左衛門。加増地共貳千百石領す。

正治 十兵衛。友之助。七右衛門。光友公に仕ふ。無嗣子、絶る。

女子 中島氏妻

女子 野崎三郎右衛門妻

養女 実は正則女。

正平 実は正則男。治太夫。藤右衛門。吉右衛門、御簾本に有。

祐正 虎之助。又、伊藤内膳。伊藤氏は母方也。子、五人有。妾

腹第二の子を正虎召て与力とす。高浜弥左衛門祐綱と云。又、妻の生む第五の子を正親召して家老とす。高浜金兵衛正命。

祐秋 峯松丸。伊藤氏。民部。号、宗運。子孫、日州に有。

女子 日下部大隅守宗好養女にて金森左京重勝室。天和元年酉(に)没す。犬山日蓮宗妙感寺に葬る。

某 俗名、豊前。

女子 小塚淡路秀定妻

女子 名古屋蔵人三広妻

女子 本庄左兵衛妻

女子 初斉、伊藤入道(道)⁽²⁶⁾仁の養女と成、松平太郎左衛門康清妻。康清没後、再び沢田治左衛門へ嫁す。

吉胤 後、当胤に改む。掃部。内蔵助。父の家督して八千石を領す。子孫、加州に有。

吉安 助三郎。市正。甚五右衛門。父の分知三千石を領す。子孫、加州にあり。

正継 竹松。吉兵衛。義直公に仕て千石を領す。子孫、尾州に有。

某 長吉

女子 小幡内膳妻

女子 友蔵惣兵衛重正の養女。嫡子午之助、重次に娶んとす。早世。

正虎 初、正房。小平治。半左衛門。從五位下隼人正

之成 於竹。藤蔵。初、正重。從五位下伊豆守。三州足助城主。分知万六千石余を領す。

女子 板倉周防守重宗室

正親 熊之助。小吉。從五位下信濃守。隼人正

直蔵 半之助。左馬之助。從五位土佐守。

義直公に仕ふ。公の命に依て寺尾土佐守直政養子。姓は太神に改む。八千石を領す。正虎、新田式千石を分知して一萬石を領す。後、故有りて犬山へ蟄居。一に、直龍。

正幸 正輝。熊之助。小吉。右近。因幡。從五位下隼人正

女子 一曰、長女。関備前守長治室。

女子 世々姫。初は松平内匠尚院妻。後に広橋准大臣勝胤公簾中。

正太 万之助。小吉。半左衛門。從五位下隼人正。致仕して内蔵頭。後、正泰に改。

女子 早世

女子 早世

正純 熊之助。早世。

女 四条中納言隆叙御簾中

正典 万之助。小吉。民部少輔。主殿頭。從五位下隼人正。致仕で左衛門左。剃髮で淨翁。

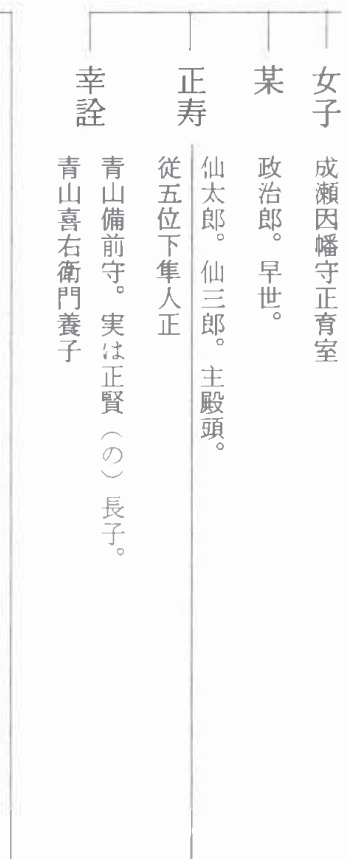
正賢 万之助。小吉。右近。信濃守。

篤行 縫之助。小十郎。山瀬快園に改る。

轉将 一曰、隆庸。豊之丞。吉之丞。小浜平右衛門へ養子。

女子 成瀬半太夫正邦妻

幸詮 銀之丞
鍋吉 早世



一、細井金兵衛勝吉が三男五郎太夫、丁丑に生る。俗名説に、丑年の末子、嫡子に害有といふ故、父勝吉、成瀬正虎に請て、成瀬五郎太夫正朝に改む。後に与太夫と称す。勝吉の母は一斎の妹也。此縁に依て、正朝が次男成瀬治右衛門を正親の与力とす。その子孫、尾州に有。

一、正虎の家老都筑小兵衛一成が嫡子右衛門佐と云者、義直公に仕ふ。公、正虎に命じて成瀬氏を授けしむ。成瀬四郎左衛門正貫と云。俗名靱負に改む。又、主計といふ。終に尾州の家老となる。隠居して樵山と号す。其子四郎左衛門に至て、延宝四年丙辰二月、正親に御預け。元禄十三年庚辰四月廿七日、犬山にて没す。此家、絶る。

一、鈴木与三右衛門と云者、都筑小兵衛一成が娘を娶て、宇右衛門を生む。光友公（に）仕ふ。公、正虎に命じて成瀬氏を授けしむ。成瀬大膳正景に改。後、尾州の家老と成、従五位下豊前守に任ず。隠居して兵部といふ。子孫、尾州に有。

注

(1) 近藤秀胤写本に記載。

(2) 同右

(3) 松平君山撰『張州府志』

(4) 安永六年に吉野正張が著わした『犬山城主考』の織田遠江守広近の項に、次の記載がある。

織田郷広之仲子斯波武衛之臣也、後徙于同郡小口、延徳三年卒、

法号珍岳常宝庵主○郷広広近之事無可考○或云、往古斯波氏領国

之時、織田広近始而築之云、疑其文明初乎○一云、天文年中武衛之

族斯波式部小輔滿植始而築之云、滿植、法号元勳、武衛義寛之家老

也、然府志云、永享中元勳始而築之、与天文相去百余年、

未知何是一○一云、織田玉雲始而築之云、玉雲者不知何人、

然里人伝云、昔時有玉雲家老又市、子孫後世在木下而矧

破摩箭為業、因之觀之、玉雲者其城主之別名也哉

右の書は、文化十二年・十五年に写本されており、この書の内容

と『犬山里語記』の内容が酷似している。したがって肥田信易はこ

の書を読み、大いに参考にしたものと考えられる。

(5) 近藤秀胤写本では次の如く記されている。

「川村氏伝には、繁定は伊勢守信安、法名常永と有、前嶋氏伝には、

一、遠江守広近、二、伊勢守敏信、四、伊勢守信安、五、弾正忠信

安、敏信は久信の男也、繁定の嫡男とも云、信安は敏信の子也、一

本に繁信の嫡子と有、信定は敏信子也」

国会図書館蔵写本では次の如く記されている。

「川村氏伝に、繁定は織田伊勢守信安、法名常水、前嶋氏伝に、遠

江守広近に^二伊勢守繁信、^三伊勢守敏信、^四伊勢守信安、^五弾正忠信定、

敏信は久長の男也、繁定の嫡男とも云、信安は敏信の子也、一本に

繁信の嫡子と有、信定は敏信の子也」

また、犬山北小学校蔵写本では次の如く記されている。

「川村氏伝に、繁定は織田伊勢守信安、法名常永、前嶋氏伝に、遠

江守広近、二、伊勢守繁信、三、伊勢守敏信、四、伊勢守信安、五、

弾正信安、敏信は久長三男の繁定の嫡男ともいふ、信安は敏信の子

也、一本繁信の嫡子と有、信定は敏信の子也」

(6) 『尾州丹羽郡犬山城主附』のことか。

(7) 『犬山城主考』では、「織田与次郎・織田因幡守・織田主水正・毛

利十郎・毛利藤九郎・青山与三右衛門・千秋紀伊守等也」となつて

いる。

(8) 『犬山城主考』・近藤秀胤写本では、雲外和尚。

(9) 『犬山城主考』・近藤秀胤写本では、十二万石。

(10) 近藤秀胤写本に記載。

(11) 同右

(12) 同右

(13) 同右

(14) 松平君山編『士林沂洄』(巻第一)では、永禄十年。

(15) 『寛政重修諸家譜』・『士林沂洄』では、一万石の加増は元和六年。

(16) 近藤秀胤写本。

(17) 近藤秀胤写本に記載。

(18) 同右

(19) 『犬山城主考』・『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・『士林沂洄』

では、九月廿四日。

(20) 近藤秀胤写本に記載。

(21) 『尾州犬山城主記追加城主歴代記』・『尾州丹羽郡犬山城主附』・

『寛政重修諸家譜』・『士林派河』では、五月九日。

(22) 近藤秀胤写本に記載。

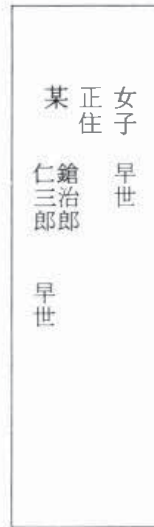
(23) 同右

(24) 近藤秀胤写本・『士林派河』では、藤右衛門。

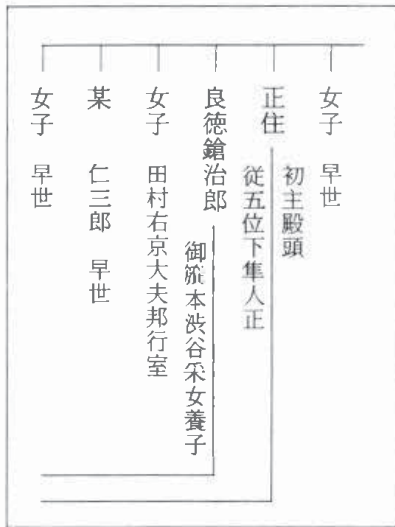
(25) 近藤秀胤写本・『士林派河』では、藤大夫。

(26) 近藤秀胤写本に記載。

(27) 底本では



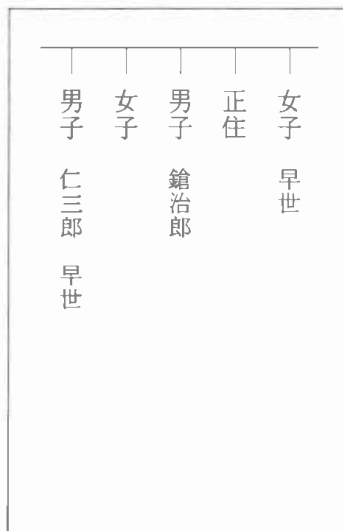
となっており、鎗治郎と仁三郎は同一人物の表現になっている。
近藤秀胤写本では、



となっており、鎗治郎と仁三郎は別人である。

なお、近藤秀胤写本では、この次に正住と良徳鎗次郎の子女を各々記載している。これは秀胤がこの巻の三を写本し終った時が嘉永二年閏四月十一日であり、その時点で加筆したものであろう。

参考までに、他の写本についてみれば、国会図書館蔵写本では正寿で終止しており、犬山北小学校蔵写本では



となっている。